

第16回県政ひざづめ談議結果概要

○実施日時：平成20年11月13日 16:00～

○開催場所：山梨県福祉プラザ

〔司会〕

皆様、大変お待たせいたしました。

ただいまから知事対話『県政ひざづめ談議』を始めたいと思います。

本日の進行役を務めさせていただきます、県の広聴広報課長、田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速、横内知事からごあいさつをお願いいたします。

〔知事〕

皆さん、こんにちは。

今日は障害者団体の代表をはじめ、障害福祉にご活躍いただき、ご尽力をいただいている皆様方にお集まりいただきました。大変お忙しい中をお集まりいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

『県政ひざづめ談議』といいまして、いろんな分野で日々汗をかいて努力をしておられる方々と、本当にひざづめで、ざっくばらんに懇談をするという会合を年に20回やっているわけであります。その一環として、今日はこの障害福祉につきまして、いろんなご意見をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

障害者自立支援法ができて、障害福祉の行政は大きな転機にあるわけであります。障害者の皆さんも、高齢化の波の中で新しい問題も出てきておりまして、大変ご苦労が多いことと存じます。

県政の大変重要な課題として、今後とも取り組んでいかなければならない問題でございますので、今日は日頃色々とお悩みになっていること、あるいは県政に対する注文などをお聞かせいただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔司会〕

こちらは障害者の支援を担当している、県の八巻障害福祉課長でございます。

本日は、「障害者の自立と社会参加」をテーマに、障害者の自立促進や、地域生活への移行を進めていくための取り組みや課題、また社会参加に伴う就労支援の方策などについてお話し合いを進めていきたいと思っております。是非忌憚のないご意見をお願いいたします。

時間としては1時間程度を予定しておりますけれども、参加の皆様全員がご発言いただけるようにご協力をお願いいたします。

〔参加者〕

私は障害者福祉協会の立場からお話しさせていただきます。

知事さんには、ご就任以来大変精力的に働いていただいている、障害者福祉がいよいよ充実してきているところでありまして、ご理解あるご支援に対して心から感謝いたしております。

ところで、初めからこういうことを言うのは恐縮ですが、できれば時間を、もうちょっと欲しかったと思うんですね。障害者福祉には山のような課題がございます。

今回特に私のほうからお願い申し上げたいのは、国の障害者基本計画の重点施策実施の、後期5カ年が今年からスタートしているわけですが、この計画等について、遺漏のないように、是非早期に数値が達成できるように、ご尽力いただきたいということでございます。

それから一つ提案があります。今私ども障害者福祉協会では相談事業を抱えておりまして、これは障害者の人権の問題を含めた110番運営事業と、障害者の結婚相談事業でございます。この二つを私どもが日常相談業務として進めているわけでありまして。しかし県の社会福祉協議会で、障害者の地域福祉権利擁護事業というのをおやりになっています。また障害者の就労あるいは就業、雇用の関係で、やはり相談業務があるんですね。できればこれを障害者福祉協会でも一元化して、作業が効率よくできないものかと考えております。

現在自立支援法による相談支援事業は市町村で行っておりますけれども、これを一元化することによって、市町村と密接にリンク、連携ができるわけですね。そういうことも一つお考え置きいただければ大変ありがたいと考えております。

それともう一つ、障害者雇用の問題でありますけれども、今民間では1.8%雇用することとなっております。全国では1.55%、本県では1.62%ということで、全国を上回ってはおりますが、残念ながらまだ雇用率を達成していないということでございます。この中でとりわけ公の機関が達成すべき雇用率2.1%、これが残念ながら2.04%に留まっているということでありまして、やはり公の機関が率先して雇用の達成を図っていただかなければ、民間の雇用に波及効果を及ぼすことは難しいと思いますので、この辺を是非しっかりと進めていただきたい、このように考えております。

〔知事〕

相談業務については、自立支援協議会で色々な相談に対応するような仕組みができていますよね。全県的なものがあり、県下で11カ所できてはいるんですが、それとのつながり、関係というのはどうなんですか。

〔参加者〕

私どもが行っておりますのは人権の問題と、それから結婚問題ですね。これは日常的にしております。専門的なものについては、弁護士の相談を一月に2回実施しています。かたや県の社会福祉協議会がやっております地域福祉権利擁護事業では、成年後見制度を中心にやっているわけですね。これはまさに障害者問題ですから、これを一元化することはそう難しくないと思うんですね。

それから障害者雇用の問題にしましても、同じような形で相談体制ができればかなり違うんじゃないかと思うんですね。今知事さんがおっしゃったように、市町村なり、地域で行っております自立支援協議会とのリンクがきちんとできると思うんです。

〔知事〕

公共機関の雇用の未達成というのは・・・。

〔障害福祉課長〕

知事部局は達成しているんですが、教育委員会はちょっと数字が低くなっておりまして・・・。市町村にもまだ達成していないところがあったり・・・。

〔参加者〕

教育委員会はちょっと低いですね。

〔知事〕

これは私のほうからよく申し伝えます。市町村にも要請をしなければいけませんから、よくよく申し上げさせてもらいます。

〔参加者〕

私のところは「手をつなぐ育成会」という知的障害者の団体です。それと併せて「手をつなぐ親の会」という法人の運営なども行っており、現在、この法人のほうは県立梨の実寮の指定管理をさせていただいております。お陰さまで梨の実寮も今年でちょうど30周年ということで、知事さんにも色々ご配慮いただき感謝しております。

今日のテーマにもありますように、「障害者の自立と社会参加」ということで、私どもは親の会と育成会と両方で、施設入所している人たち、また在宅の人たちを含めて、地域生活への移行といったことを推進しております。

その中で障害者がどこに住み、どこで働き、誰が支えるかという多くの課題があるわけです。高齢化が進んで、支える保護者も親から兄弟の世代に移りつつある状況の中で、地域移行を推進しているんですけども、今申し上げたような課題がたくさんあるわけですね。

今日知事さんをお願いというか、ご配慮をお願いしたいというのは、地域移行の受け皿として、住む場所ですね。グループホーム、ケアホームとして、できたら県営住宅の借用をお願いしたい、是非ご配慮をお願いしたいということです。

今借りているところは家賃が1軒21万円くらいです。大体4人くらいで入っていますから、一人4、5万円かかります。障害者の収入が、障害程度区分にもよりますけども、大体5万円から8万円ですね。そうすると1軒民間の家を借りるというのも大変厳しいです。どうしたらいいか苦慮しているんですけども、できれば是非、空いている県営住宅などがありましたらご配慮をお願いしたいと思います。

〔知事〕

部屋を借りたいということですね。県営住宅で空いている部屋があれば、そこを借りてグループホームを造りたいということですか。

〔参加者〕

そうです。

〔知事〕

グループホームの設置者にそういう要望はあるんですか。県営住宅を借りられればそれはありがたいという方はおられるんですか。

〔参加者〕

私どもは法人として、そういった家探しをしているんです。それと同時に新しいものを建てようという努力もしているんです。資金面とか色々なことがありますので、正直言って、地域移行と言っても、施設から出る人たちはほとんどが家族支援、つまり家族が面倒を看るとというのが現状なんですよね。

家庭で引き取るということではなくて、どこかアパートみたいなものを借りて、そこからまた企業に就職をさせるとか、そういうふうに通う場、住む場を確保して、支えるのは法人の職員でと。こんなふうなことをやっています。もし県営住宅に空いている所がありましたら、是非貸していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔知事〕

分かりました。それは調べてみましょう。

〔参加者〕

私たち障害者にとって、自立支援法ができて一番問題になっているのは、多分移動支援だろうと思うんですね。甲府市なんかは十分にあるわけですけども、28市町村の中にはまだ実施していない所が数多くあります。ですから何か研修会をやろうとしても、支援がない所の人たちは参加することができない。甲府市のボランティアの方をお願いして参加しているような状況です。ですからできるだけ各市町村に、移動支援のガイドヘルパーが設置されるように骨折っていただきたいなと思っています。

〔知事〕

甲府市はあるんですか。

〔参加者〕

甲府市はあります。甲府市とか富士吉田市などは割に充実していますけども、市町村によっては、合併してからは徐々に出てきましたけど、まだ十分ではないように思っています。

それとあと一つ、電子投票を積極的に進めて欲しいなというふうに思っています。というのは、やっぱり私たちが市町村で選挙をした場合、点字ですから、誰が入れたかすぐ分かっちゃうわけですよね。秘密が守られない。ですからできるだけ進めていただきたいなというふうに思います。

〔知事〕

点字投票は秘密が守られないというのは確かにそうかもしれませんね。

ガイドヘルパーの設置はどうなんですか。

〔障害福祉課長〕

本当に移動支援というのは大事なものでございます。自立支援法上、移動支援は市町村の大きな役割となっているわけですから、私どもも実際にそれをやってもらうように、市町村にお願いをしていきたいと考えています。

県としては、タクシーのシステムとか、それから燃料費補助とか、そういったことによって支援しています。

〔参加者〕

よろしくをお願いします。

〔参加者〕

精神障害者の家族会でございます。

精神障害者について申し上げますと、全ての面にわたって生活を支えているのは家族なんです。社会ではそれは当たり前のことだと思われておりますけども、支えている家族や周りの人の負担も結構大きい。精神障害者に関しては、困窮している家族の実態が余り知られていないという現状があると思います。

また、圧倒的多数の方が社会から支援を受けられず、家で引きこもっているという状況です。ある調査によると、80%は家族が看ている、支えているということです。

厚生労働省の調査によりますと、17年の調査で、302万人という膨大な数の精神障害者がおりまして、65歳未満の方が69%、65歳以上が31%、みんな高齢の家族が支えているという現状でございます。やはり相談支援体制を充実していただきたいと思っておりますけれど、市町村の相談支援体制は、厚生労働省の調べでもまだ35%ということで、また自立支援協議会もまだ50%という現状です。

どこへ相談するかというと、精神障害者の関係では保健所と精神保健福祉センターが相談窓口となっています。身体障害、知的障害の方は相談員制度がありますが、精神障害の関係には相談員制度がございません。是非ともその相談員制度を市町村にまで広げていただきたい。

〔知事〕

精神の相談員が少ないんですね。

〔障害福祉課長〕

身体障害とか知的障害の相談員は多く、身近に結構いると思います。県の場合、精神障害ですと、精神保健福祉相談員が相談を受けていますが、専門的で非常に数が少ないため、身近で相談するところが限られてしまいます。

法律の中で相談業務は、市町村の業務という位置付けがなされていますが、今後県の係わりをどういうふうにしたらいいか、考えていかなければと思っております。

〔参加者〕

現在精神保健福祉法で設置されている、いわゆる精神障害者の相談員は、ドクターとか

保健師とか、高度の専門知識を持っている方だけなんですね。山梨県では現在9名とされています。

ですから今言われたのは、できればもう少し数が欲しいということだと思います。今、身体障害、知的障害の相談員は、それぞれ身体障害者福祉法、知的障害者福祉法で規定されているんですね。そして知事の委嘱で170名ぐらいの相談員が配置されていますが、精神障害の場合、相談員は医療ケアが中心ですから、いわゆる日常の、生活上の悩みとか苦しみ、これを支える人がいないんですね。それを今おっしゃっていると思います。

〔参加者〕

法律的にも精神保健相談員は保健所に1名で、あと精神保健センター、それしか精神障害の関係の相談員制度はないんですね。

〔知事〕

よその県なんかでは、そういう日常的な相談業務をやるような相談員を設けている所はあるんですかね。

〔参加者〕

ありますけれども、まだわずかですね。

〔知事〕

法律がないとなかなか進まないんでしょうかね。

〔参加者〕

精神障害者の場合、色々な制度にちょっと格差があるんです。公共料金などの割引も全然ありませんし、JR運賃もそうです。それから自立支援医療の関係で、診断書を毎年提出するんですが、3千円とか5千円とか診断料がかかります。知的障害とか身体障害は無料なんです。そういう面の格差もちょっとお考え願いたいです。

それともう一つ、毎年2月ぐらいになると、県から障害者に燃料費の助成がされると思いますけれども、精神障害者の場合は燃料費の助成の対象になっていないんですね。

〔知事〕

精神障害者にはないんですか。

〔参加者〕

精神障害者にはございません。今燃料費が高騰していますから、本当に助かると思いますけども、そういう面でも格差がちょっとあるという感じがしております。

〔知事〕

そうですね。分かりました。

〔参加者〕

私は、山梨県身体障害者連合福祉会の事務局をやらせていただいております。

それまでの法律が、平成5年に障害者基本法として改正されまして、それに基づいて山梨県障害者幸住条例が制定されました。その時はまだ3障害（身体障害、知的障害、精神障害）が一つになる法律ではなかったんです。

幸住条例は、精神障害者が入っていない条例ですので、何か新しい、3障害を統括した障害者条例を制定していただきたいと思います。障害者自立支援法も3障害が対象になっていますし、それから福祉サービス計画についても3障害はみんな対象になっています。

ですからサービス面や、相談員制度、それから今の自動車の燃料費の問題など、統一されれば精神障害者も対象になっていくと思いますので、山梨県が全国に先駆けて、条例化をしていただきますようお願いしたいと思います。他県の模範になるような条例の一つ作っていただきたい。

〔参加者〕

平成5年の基本法の改正で3障害について障害カテゴリーが明確になったんです。そして平成16年の改正で、障害者を差別をしてはいけないということが定められました。今おっしゃったのは、要するに条例の中にそれがなかったという意味だろうと思うんですね。

〔知事〕

幸住条例にはなかったんですね、おっしゃるとおり。平成5年頃の話ですからね。

〔参加者〕

今度は3障害を対象とした条例を作っていただければということなんです。

そしてお願いしたいのは、まず障害者行政の一元化です。現在県の人口が約80万。その1割が障害者です。障害者施策につきましては相談業務、それから相談所、職業訓練所とか、色々網羅していただいているんですが、みんな分散してしまっていて、一括で、そこに行けばみんな対応してもらえるという所がないんですね。だから相談に行くにも、内容によってみんな移動しなきゃならないんです。だからそれを一元化してもらおうと本当にありがたいんですけどね。

ですから僕は、障害福祉課というものではなくて、障害局とか部とか、障害関係の施策の連携がうまくいくような形にしてもらいたいと思っています。

〔知事〕

福祉プラザには色々入ってますけれども。

〔参加者〕

ここには相談所がありますよね。でも山梨障害者職業センターは湯田にあって、就業支援センターはまた別の所にあるというふうに、みんなばらばらですよ。だから一元化していただければ、1カ所に行けばみんな対応してもらえるような形になるんじゃないかと思うんですね。それには器が必要ですから、そう簡単には行かないとは思いますが。

そういう所に障害者福祉協会や、精神障害者の家族会の事務局、育成会など、福祉団体が集まることができれば、障害者施策については何もかもみんなそこで対応できるんじゃないかと思うんですね。

それからもう一つは、障害福祉課に異動になった人も2年か3年でまた異動してしまいますので、常に対応していくためにも、障害者の福祉専門官というものが重要だと思います。政府は専門職を持っていますよね。ですから県でもそういうシステムにしてもらえばいいなと思うんです。そうすれば、その人は障害者施策について精通していますから、どのような問題でも対応していただけると思うんですよね。

それから、ユニバーサルデザインの事です。これは誰でも、自由に、使いやすくということをもっとにして、公共交通、建物、それから歩道等も、一体的にバリアフリー化を促進していくようですね。

先ほど知的障害者のことは言いましたけれども、障害者が住める、県営住宅をバリアフリー化したものを造っていただければということです。

また、身体障害者が結婚する場合、住居が必要だけど無い。じゃあ一般住宅を借りるかということ、家賃が高過ぎて、とても自分達の障害年金では生活ができない状況ということもありますので、そういう方面も考慮していただいて、是非障害者専用住宅を・・・

あと無人駅のことですね。障害者の移動等の円滑化ですが、車椅子を使っている人たちが無人駅で乗車する場合、その運行機関に対して2日前に申し出をしないと対応していただけないそうなんです。ですから無人駅に簡易式のスロープみたいなものを設置していただければ、乗客にお願いして押してもらうこともできますので、いつでも乗車ができるんじゃないかと思ったりしているんです。これは交通機関を管理している会社に言ったほうがいいのかわかりませんが、そういうことも考えていただきたいです。

それから信号機のことです。視覚障害者用の信号機が全ての場所に設置されているわけではないので、そういうことも考えていただければと思っております。

また移動支援の問題ですけれども、ボランティアとかNPO等で、ボランティア運送みたいなものができるシステムにならないかなと思っています。長野県の場合は、初乗り700円で福祉タクシーみたいなことをやっているようでございますけれども、そういうものでも取り入れていただければと思っております。

それからもう一つ、障害者が利用している駐車禁止除外指定については是非お願いしたいんですけど、昨年度道路交通法の施行細則改正がありました。私達も県警本部に色々お願いしてきたんですけど、これは普段、駐車禁止の場所に特別に駐車できるということで障害者は本当に便利に使わせてもらっていたんです。しかし今後は4級の下肢切断の人や股関節の障害の人などが使えなくなる。その人たちがあと1年半ぐらいで使えなくなります。他県でも、その範囲を4級とか5級まで広げている所もありますので、何とか県警の裁量で配慮していただければと。できる限り、これまでと同じように使えるようにしていただきたいなと思っております。

〔知事〕

県警によく話をしてみます。県の段階でできるかということもありますが。

〔障害福祉課長〕

私、今お聞きしております、まず障害者幸住条例なんですけれども、障害者を「身体又は精神」というふうに書いてありますが、私たちは当然、全ての障害をこの条例で読み取って運用しているところがございます。ただ文言上、確かに身体障害とか精神障害、知的障害と、はっきり書いてないものですから、その辺の文言はほかの法律と合わせる必要があるんだろうとも思っております。

例えば今後、いろんな見直しの中で発達障害なども入ってきたら、それもまた入れなければいけないのかなと感じます。ただ、先程おっしゃっていた権利条約も発効して、今後、国内法などの整備もございましょうから、その状況を見ながら、整合性のとれたしっかりした条例を制定していくのかなと考えております。

それから今はこの問題ではあっちに行き、この問題ではこっちに行き、ということが確かにあるんですね。そういうことを考えると誰か一人すべてが分かる専門の人がいてくれれば本当にいいことだと思います。少なくともそこに行けばみんな間に合う、将来的にはそういう所ができれば本当にいいと思うんですけども、今のところは申し訳ないんですが、なかなか・・・。

〔知事〕

ここも立派な建物ですよ。

〔参加者〕

ここは福祉協会だけは入っているけど、狭くてほかの人たちは入れないんですよ。

〔障害福祉課長〕

あと駐車禁止除外指定車の関係ですが、重い級でないとだめになって、厳しくなっています。本当に山梨は車がないとなかなか移動できませんからね。公共交通機関が十分でない所もありますから、その辺は一生懸命、警察に申し入れをしたりしているところがございますので、是非ご理解をお願いしたいと思います。

〔参加者〕

私は山梨県身体障害者相談員連絡協議会の会長をしています。

今年は105名の相談員を委嘱していただいたんですが、私どもが障害者の名簿を欲しいと言っても、プライバシーの問題ということでいただけないのが現状です。それはいたしかたないですから、同じような仕事をしている民生委員と連絡を取り合っているんですけども、どこに障害者がいるかというふうなことがなかなか把握できません。本人も隠しておくということもありますから。

そういう状況ですが、例えば交流会をやるとか、ゲートボール、グラウンドゴルフの大会をして、そこに相談員も出てきて色々話をすることで、問題がある程度解決されていくということがあるんです。正式なやり方でなくても、ということがあるんです。特にこれからはそういうことに重きを置きたいと思っています。お互いに研修をして、というふうなつもりでおります。

また、先ほど結婚相談というお話もありましたが、来年の3月初めには、男女の障害を持つ方に参加していただいて、一泊二日で出会いの場を設けて、一組でも二組でも結ばれるような事業をしていきたいと考えております。これは県の委託事業の中でやらせていただいておりますから、それを成功させたいと思っております。

私ども過去にお願いしていたんですが、重度障害者の医療費の窓口無料化。これはいち早くやっていただきましたから、みんな仲間も喜んでいるんです。本当にありがとうございました。そんなことで今後も一生懸命やっていきたいと思っております。

〔参加者〕

私は山梨県聴覚障害者協会の者です。聴覚障害者協会としましてお願いをしたい点が2点あります。

まず1点は、手話通訳の設置についてです。今、県内で手話通訳が設置されている市町村は3カ所です。甲府市、南アルプス市、そして甲斐市の3箇所の福祉担当課に通訳者が設置されています。聞こえない人にとって必要な支援や、また情報補助に関しまして、確かに筆談という方法もありますけれども、手話通訳者が設置されることによって、聴覚障害者が役所の窓口に行きやすくなっています。自由に市役所に行き、自分たちの生活面や相談などの支援を受けています。しかし、全ての市町村に設置されているわけではありません。特に郡内地域はまだ設置されていません。是非設置していただくように働き掛けをしていただきたいと思います。

そしてもう1点は、テレビ番組についてです。土曜日と日曜日に放送している広聴広報課の番組には手話通訳が付いています。聴覚障害者の方たちは皆さん見えています。しかし手話通訳が付いている番組はまだまだ少ないです。例えば子育ての番組とか、地域のニュース、県内に関する放送など、まだまだ手話通訳が付いていない状況です。ですから是非手話通訳の導入をお願いしたいと思います。

〔知事〕

いや、これはもう切実な問題だと思いますね。もうこれは是非進めていかなければいかん問題だというふうに思っております。まだ3カ所ということですからね。県のほうから強く働き掛けていきたいというふうに思いますね。分かりました。

〔参加者〕

私は、山梨県肢体不自由児・者の父母の会連合会の者です。

今自立支援法で、施設から生まれ育った地域へ、また、親なき後を考えて家から地域というようなことで、地域自立支援協議会が立ち上がっています。早い時期に障害者が地域で生活できるように、県も地域自立支援協議会への強力な指導等をお願いしたいと思っております。

というのは、やっぱり施設から地域ということになりますと、地域環境の整備が必要になると思います。先日感じたんですけど、例えば湯田に職業センターがありますね。あの前にある歩道は段が高くて、なおかつ斜めになっているわけです。そういうところが何カ所かあると思うんです。特に障害者が使う所は優先的に直していただきたいと思います。

ます。

それと、特に家庭から作業所・授産施設に通っている子どもたちですが、健康上の問題があります。糖尿病とか、痛風とかという病気を抱えている子どもが多くなりました。

親も、親なき後をどうするんだと言っていますけど、やはり親なき後のことは、我々親たちが先に立って考えていかなきゃならないと思います。それには先ほど言った地域自立支援協議会を通じて、街をそういう形に早くもっていかなければならないと。

一つのいい例が北海道の釧路市、ここは進んでいるらしいです。県でもそういったところを参考にさせていただきたいと思います。

それと、肢体不自由者、身体障害者はグループホームを使えないわけですよ。これも我々の上部団体「全肢連」（社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会）で国へ働き掛けておりますけど、県としても身体障害者がグループホームを使えるような形を考えていただきたいと思います。そうしないとなかなか地域へ戻ってこられないと思います。

グループホームあるいは福祉ホーム、ケアホームを造る場合も、新しく造るとなるとどうしても経費が掛かるので、県あるいは市町村にある建物を活用するようなことも考えていただきたいなと思います。

それから、駐車場に車椅子マークがありますよね、これ皆さん誤解しているところがあると思うんですけど、これの利用は身体障害者であれば誰でも停めていいよということではなくて、歩行困難な方ということですよ。健常者が使っているというようなこともあります。これに関して、福井県が独自でやっているハートフル専用パーキングという制度ですが、県で歩行困難な人に利用証を交付して、専用の駐車場を利用させているそうです。こうした取り組みを進めていただきたくお願い申し上げます。

〔知事〕

ありがとうございました。釧路市と福井県を少し勉強しないと。

〔参加者〕

福井県の制度は、佐賀県のパーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度が元になっています。

〔参加者〕

山梨県福祉作業所協議会の者です。

県内には小規模作業所が40数箇所ありまして、私どもの会へ加盟しているのが36箇所です。自立支援法以来、経営が大変困難な状況にあります。どこに行っても同じようなことを聞きます。

今一番大きな問題というのは障害者の高齢化、重度化です。例えば作業所で仕事ができない年齢になってくると、家庭に戻さなければならないような状況になるんですね。私どもの所は働く場所ですから、そうしないと経営が成り立たないです。

段々年を取るごとに重度化してきちゃうんですね。そうすると行くところがなくなっちゃうんです。高齢化ということになると、親たちはすでに亡くなっているとか、そうでなくても、親たちも自分の体のことで精一杯というような、そんな状況の中で生活をしてい

ます。

元気で働いてくれる人たちに対しては、就労ということを前提にした生活支援といえますか、朝起きてきたら顔を洗いなさい、ラジオ体操して、それで朝礼をして始めますよというようなことで、社会に出ても通用するような教育も一緒にさせてもらっています。

昨日たまたま施設の集まりがあったんですが、色々話をする中で、やっぱり一番悩んでいるのは障害者の高齢化、重度化ですね。

〔知事〕

高齢化に伴って段々障害も重くなってくるんですね。

〔参加者〕

そうです。そしてそういう人たちが多くなると、わかば養護学校だとか、そういう支援学校を卒業した子どもたちが入ってきてくれないですね、戸惑いを感じちゃって。

そういう中で、私どもの協議会の作業所のうち、まあ2箇所ぐらいはどうか家庭介護という形の中でやっている作業所があります。

今知事さんの前にある製品、それが実際に障害者が作った物なんです。ここまで立派な物が出てくるということで、ここに何点か並べさせてもらってあります。

〔知事〕

（机の上のガラス製品を見て）こういう物はどうやって販売しているんですか。どういう所へ運ばれますか。

〔参加者〕

これは1カ月に5個ぐらいしか作れないんですね。販売先を今一生懸命捜してお願いしているんですが、食べる物と違って、こういうものはなかなか簡単には売れませんね。でもこういう物で収益を得ないと経営が成り立たないです。

また、先ほどから話が出ているように、民間の物件はとにかく家賃が高過ぎて入れません。民間からの誘いも何箇所かありましたが、とても入れないですよ。

地域移行ということで、今度の支援法の中では、地域の中で、生まれた場所で生活することが一番いいんじゃないかというけど、結局は働く所はないですね。ことに今は経済状況が余りよくないものですから、私どもの所に仕事が回ってくるわけないです。仕事としては手作業の、本当に内職程度のことしかないんです。仕事を捜すとかというのは当然作業所でやるべきことなんですけど・・・。

場所のことも、役所にもお願いをして、空いている場所がありますかと言ったら、3階なら空いていますということですが、そうなるやっぱり使えないですよ。できれば1階で空いている所があれば、ということなんですけど・・・。

〔知事〕

わかりました。

〔参加者〕

山梨県の知的障害者支援協会でございます。

先ほどからグループホームの話がたくさん出ているんですが、今年6月に神奈川県綾瀬市でグループホームの火災がありまして、それに伴いまして消防法と建築基準法が厳格化されました。事実上一軒家を新たにグループホームにするということが非常に難しくなってきたということと、経過措置はあるんですけど、既存の建物にもいろんな設備を付けなければいけないということになりました。東京都、神奈川県ではいち早く対応しまして、県で助成して設備を作るということもやっているようです。事業者としてはグループホームを作りたくても作れないという状況になっています。建築基準法の問題と消防法の問題は別なんですね。その辺の対策を早急にしていただきたいということをお願いします。この1点をよろしくお願いします。

〔参加者〕

自立ネットワーク山梨です。

障害者自立支援法はどのように変わっていくんでしょうか。3年目に変わるようなことを聞いているのですが。

〔知事〕

今厚生労働省の審議会で作って一生懸命議論を始めていますよね。まあいろんな議論があって、例えば障害の種類も発達障害を入れようとか、本当に幅広い議論をしているものですから、今の段階ではまだ見えてこないんですよ。

〔障害福祉課長〕

私どもも一生懸命アンテナを高くしているつもりなんですけども、なかなかご質問にお答えするほどの材料がなくて申し訳ないんですが・・・。

〔参加者〕

山梨県知的障害者相談員連絡協議会でございます。

先ほどから自立支援法のお話が出ていますが、理念は素晴らしいけども、施策とか現状が伴っていないという状況の中で、理念に近づけるためにはどういう事業を推進したらいいのかというと、相談支援機能の充実ということになると思うんです。

やはり地域生活を進めていく、またそれを可能にするということになると、まず必要なのが相談支援事業者や相談支援体制を充実することだと思います。

県の自立支援協議会が本当に国で考えている、自立支援法の中で考えているような活動ができていれば、今日ここに出ているような問題は全てそこで取り上げられて、現実に施策に反映されて、実現していくと思うんです。

今は市町村に色々な権限が委譲されて、それで市町村自体がアップアップの状況なんですよね。お金もないし、人もないという状況だし、財政的な裏付けのある市町村はある程度努力もしたりして体制が整いつつあるけれども、まだまだ県内には、名前だけはあっても、本当の自立支援協議会というものができていない。

そういったことを進めていくためには、財源と人の配置と、明確なガイドラインというものが重要だと思うんです。そういうものが県にあればある程度進んでいく。そのガイドラインがないために、みんな何をやっていいかわからない。様々な問題をとらえられるようにするためには、相談支援体制というものを充実していく必要があると思うんです。

相談支援体制は、皆さんおっしゃるようにやっぱり一本化した窓口ということになると思うんですけれども、決して大きな建物が必要ではないと思うんです。そこにあらゆる人たちが出掛けていって、そこでケアマネジメントや、ケア会議が行われたり、多くの問題が解決できるような・・・。

自分たちが今持っている資源の中で、どうすればやっていけるか、どういうことをみんな考えて、少しずつ寄せ集めていけば、一人ひとりの障害者が地域で生きていけるか、支えていけるか。親に問題が転嫁されることなくやっていけるかということをごそこで考えて、山梨県なりのシステムができていくと思うんです。

そのためには、やっぱり県に指導力を発揮していただきたいと思うんです。ガイドラインを示せば市町村も動きやすくなる。自立支援法によって市町村が主体になってきますから、市町村の格差もかえって拡大するのではないかと心配しています。

山梨県内のどこに住んでいても、障害者が何とか、普通の人のようにはいかなくても、何とかその人なりのささやかな暮らしを支えられる仕組みができるように、是非そうしたガイドラインを作っていただきたいと思います。

新聞なんか読むと、県にもなかなかお金がないようですが、でもやっぱりそれをやっていかないと何も始まらないので、是非お願いします。人の問題も、就業・生活支援センターのスタッフを増やして欲しいとか、コーディネーターも残して欲しい、そういう願いはありますけれども。

それから委託された相談支援事業者が、自分達の市町村の困難な事例にかかりっきりで、多くの課題に立ち向かえないような状況にならないように、みんなの力を集められるような、そういうシステムづくりを是非お願いしたいと思います。

とにかくシステムが整いさえすれば、細かい問題は後からついていくと思うんですね。だからその一番の根本のところを進めていただければありがたいなと、そこをご配慮いただきたいと思います。

〔知事〕

県の自立支援協議会というのは、広域調整ということが仕事ですから、マニュアルを作るというようなことも当然その仕事の一つに入っているわけです。よく今のことは検討してみたいと思います。しかし、市町村の協議会であまり動いていないというところがあるんですか。

〔参加者〕

私はそのように感じています。私は甲府に住んでいるんですけども、やっとならケア会議を少しずつ始めたという状況で、甲府市でさえそういう状況ではないかなと感じるんです。年に会議を2回やって、あと事務者レベルの話し合いを月に2回ぐらいやるということだと、具体的に障害の問題をどんどん進めていくようなところまで行かないと思います。

何しろ障害者の場合は問題が多過ぎて、お金の問題にしても、暮らしのことでも、そして障害者の親も障害があったり、社会的弱者で、とても困難な事例が多いものですから、救っていくためには、やっぱりみんなで力を寄せ合わないとやっていけないと思うんです。

〔知事〕

自立支援法ができて3年になりますけども、なかなか混乱も大きくて・・・。いろんな事業をやって、それがようやく少し落ち着いてきましたのでね。

〔参加者〕

財源がきちんとそこに付けられるか、裏付けがないですよ。

〔知事〕

財源の問題はなかなか難しい問題ですね。しかし金がないないと言ったら始まらないですからね、やっていかなければいかんわけですけど、しかし、今回色々お話を聞いていると、やっぱり相談支援体制というものが非常に大事だということがよく分かりますね。

そうした相談窓口があって、それぞれの市町村に支援体制ができて、きめ細かくできれば、一本の窓口で色々な問題がかなり解決し、また障害者の安全、安心に結び付くということがよく分かりますね。

そういうことも含めて県として努力してみたいと思っております。

〔参加者〕

国連が障害者権利条約を採択しました。我が国では署名はしたけれども、批准がまだなされていないという状況ですから、一日も早く・・・。

〔知事〕

あれは動き出したということですね。

〔参加者〕

ええ、そうです。もう20カ国以上が批准しておりますから、条約は発効しているわけですね。したがって時間の問題で、批准が始まるわけでしょうけども、早期の批准着手の動きを地方からも起こしていただいて、そして一日も早く法整備をそのレベルまで上げていただくよう、何とかしていただきたいと考えています。よろしく願いいたします。

〔司会〕

では最後に感想も含めて知事からお願いします。

〔知事〕

本日は皆さんから切実な、貴重なお話を承りまして本当にありがとうございました。大変に盛りだくさんなお話で、それぞれに、本当に日常ご尽力いただいている中からほとばしり出た言葉として重く受け止めて、何とか一つ皆様方のご要望に近づくようにこれから

も努力をしていきたいと思っております。

今日は確かに時間が短くて誠に申し訳ないことでありまして、今後またお話し合いをする時には十分な時間をとるようにしたいと思います。また、皆さんのほうで私に何かあるから出てきてくれというようなことがあれば、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。